

三宅町のお金事情

三宅町はお金が無いって ホント？

右のグラフをご覧ください。20年ほど前に負債が50億、基金が15億だったところから、人件費、住民サービスの緊縮で、負債を減らし基金を増やしてきたことがわかります。

(右グラフ 水色の折れ線) しかし、実はこの負債の中には「みかけの負債」が含まれています。その最たるものが「臨時財政対策債」というものです。(右グラフ 緑色の点線折れ線) (国が後の返済を100%補填。地方交付税の代替物) 同様に、過疎債も70%が交付税措置されるものです。

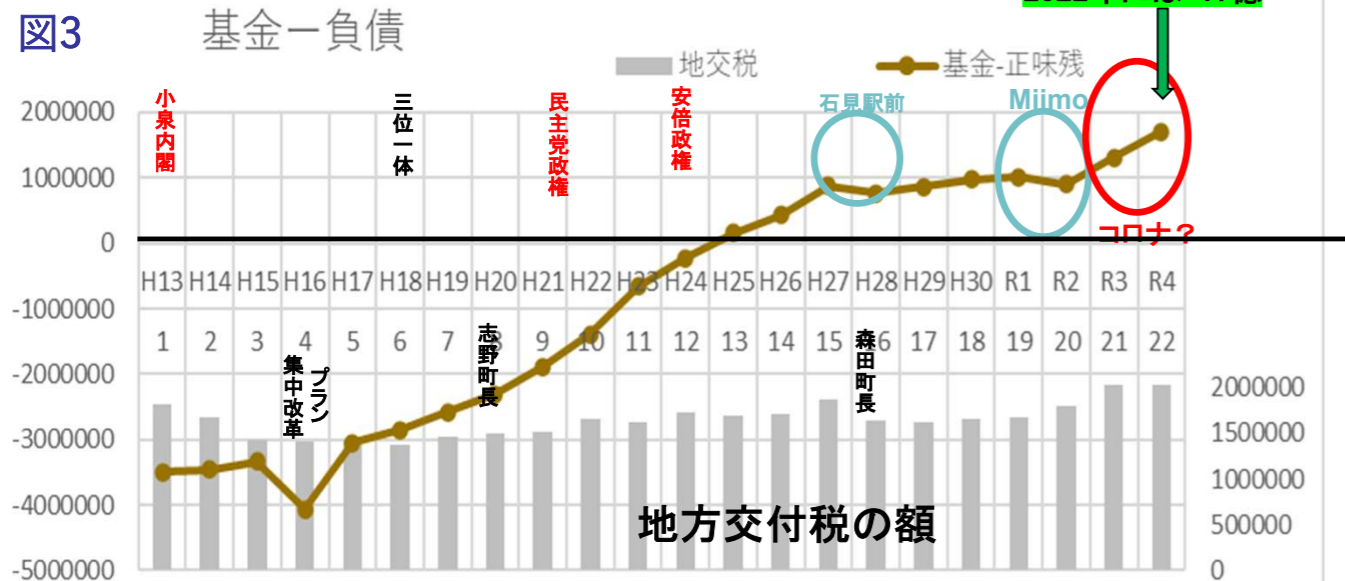
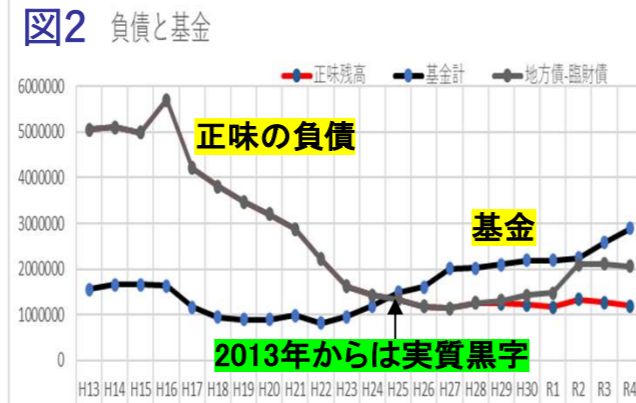
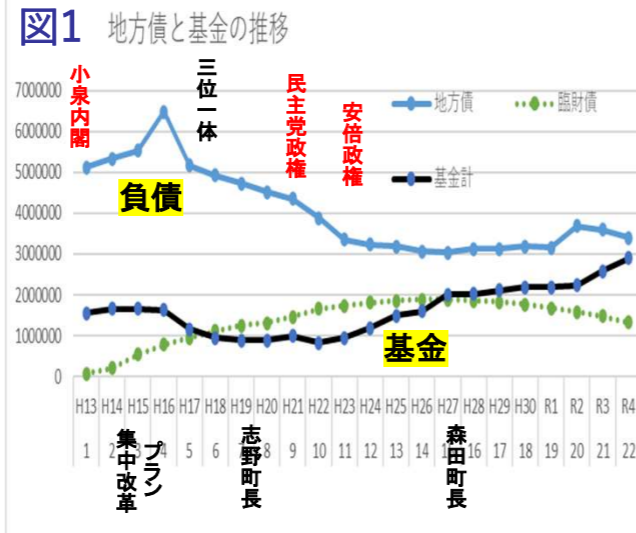
これらを除いた負債額と基金をグラフにすると図2ようになります。

(図2 負債 灰色+赤折れ線 基金 紺色折れ線) =>既に2013年で、基金>借入 となっている。

図3は、臨時債と過疎債の70%を差し引いた負債額と、基金の差額をプロットしたものです。令和3年、4年ではさらに基金-負債の額を増してきています。これはコロナ関連の特別交付金や、過疎債残高増に伴う普通交付税増の影響などが考えられると思います。

今、公共がお金を貯める時なのでしょうか？
今こそ 有効に活用すべきです。

住民のほうを向いて、
教育に福祉に、インフラに、そして産業振興に積極活用しましょう。



松本たけし の議員活動報告 1/4



令和6年 今年もよろしくお願いします。

この度の能登半島地震により被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と一日も早い復旧・復興を祈念いたします。



miyake365

検索

※12月議会の様子はP2,P3にあります。 No.10 2024/1/11

みやけの明日をつくる

「三宅町では小さすぎて何もできない」というのは本当でしょうか？

コロナ禍、県立工科大のこと、ウクライナやガザ、国のぐだぐだぶりなどを通して、よくわかった事は、政治を人まかせにはしてはいけないということ。自分たちの手で、めざす社会を作ってゆかねばならないということ。そして、国よりは県、県よりは町のほうがその余地があるということ。

世の中は自分のすぐ足元から変えてゆくもの。
それしか出来ないし、実はそれが一番の近道なのかもしれません。

松本のめざす社会

コロナ禍を通して私たちは、「大規模・集中・グローバル」の限界を学びました。今こそ、持続可能な自給・循環の社会に舵をとりなおす時です。それは決して大都市から起こせるものではありません。まずは、三宅のようなちょうど良いサイズの町で、持続可能な自給・循環の社会を作ってゆきたいと思います。



みやけでできること(松本の提案)

1. 学校給食の無償化から始める食の地産地消。福祉、産業振興にも！
2. エネルギー自給に向けた投資。
3. 町の委託事業(約7億)を町内で消化する。やりたい人募集。

みやけの明日をつくる会

「みやけの明日」を「めざす社会」を「みやけで出来ること」を一緒に考えてゆきましょう！会員募集中です。毎月第三日曜日にはお話を開催中(三河公民館、2時-4時)

(090-8452-5455、matsumo.take@miyake365.jp)まで。



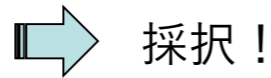
12月議会報告

12月議会(令和5年 第四回定例会) 12月4日~12月18日 全件可決

Table with 5 columns: NO, 案件名, 概要, 賛否, 状況. Lists 54 items including budget amendments and ordinance changes.

3件の意見書*を発議し採択されました

- 「現行の保険証を残してください」
「新型コロナ後遺症に苦しむ方々に寄り添う取組み」
「水道一体化の法定協議会の傍聴、情報公開を求める」



※地方議会の意見書とは
意見書の提出とは、「町村の公益に関する事件について、町村の議決機関としての議会の意思を決定して、国・県等に表明する権限を行使するもので、国や県は、これを受理して「誠意をもって処理する責任を有する」とされているものです。



学童保育の委託先を決める審査委員会での謎！奈良地裁は無罪判決だがこれは組織の風土にかかわるものとして見過ごしてはいけない！

松本の反対討論

私は、議案41 第8回補正予算、議案46 一般職給与、議案47 特別職給与、議案48 議員報酬、および承認5号 補正予算の専決、について反対しました。反対の理由はただ一点、「学童保育の委託事業に関するプロポーザル審査」(令和2年)の件について、この10月に地裁で1審の判決が出て、司法では町の責任が問われなかったことに起因するものです。

判決では、本事件を問題のある行為と受け止めながらも、「看過し得ない瑕疵の存する場合にはあたらない」と、原告の訴えを退けました。しかし、裁判での事実認定を整理すると、疑念を拭き去ることはできません。1審判決の事実認定により、
①3名の採点修正者は、副町長と外部委員2名であり、そのうち外部委員の1名の修正は、修正前の採点表を写真で撮影してメールでやり取りされていたこと。(副町長は当時の副町長)
②修正箇所は、8項目x3名分であったこと。
③修正前の総合計点の1位と2位の差が12点であったこと
④修正後の総合計点の差は、1位と2位が逆転して3点差となったこと
⑤すなわち、修正前後でこれら2者の点差が15点も上下した修正であったということ。
といった事実が確認されました。
以前より、修正者3名のうち1名は、「1位と2位の関係が変わらないように修正した」と言われていることから、副町長と外部審査員1名がそれぞれ8項目の奇数部分を偶数に変える修正により15点差を上下させたこととなります。

どういう修正をすればこのような差がつくのか？
本当に奇数部分を偶数に変える修正だけしていたのでしょうか？
そして、その修正前の採点表は「廃棄して無いたい」のだそう。
副町長は議会の質問に対して、修正前後の採点を確認したが、「特におかしいとは思わなかった」と答弁。3名の修正前後の採点表を無いと言うが、今問題となっている外部審査者は、「修正前のものをメールで送り、修正後のものをメールで送ってもらった」と言いながら「修正前後の記録は残されていない」と言う。

どういう処置を施せば、わずか2ヶ月ほどの間でメールの痕跡を完全に消し去ることが出来るのでしょうか？
さらに、その後、議会が問題に挙げた後でも、振り返って調査する機会は何度もあったにもかかわらず、そういった解明の痕跡は全く無い。
「資料は無い」と言えばそれで済んでしまう。そんな文化をこの町に残してほしくない。と切に望みます。

行政の機関は、町長を頂点としたピラミッド構造であるとは言え、このような事態を招いた原因は、組織の風土に起因するものであり、すべての職員にあると考えます。また同時に、これらを是正できなかった議会にも責任があります。

本件は単に1つの事件というものではなく、組織の根幹にかかわるものと、私は重くとらえています。このような状態の下で、三宅町役場の組織を構成する者に対して、現在の社会、経済情勢がどうであろうとも、給与、報酬等のアップはあってはならないことと考え、それに関連する補正予算、条例改正に反対するものです。(議会最終日 12月18日、反対討論にて)